

【配布時メモ】

日付	担当	内容

【受付時メモ】

日付	担当	内容

【受付時チェック欄】

税情報	□あり	
	□なし	令和7年度 □(R6年分)
		令和8年度 □(R7年分)
家計の主宰者	□該当なし	□該当あり
	□該当なし	□該当あり
個人番号	□申告あり	□ 情報連携(R7.1.1住所:父 母)
		□ 収入申告書 (父 ・ 母)
	□申告なし	□ 個人番号確認 (個人番号カード・通知カード・個人番号記載住民票・住民票記載事項証明書)

 電子申請の場合は(本紙)両面の写真をその他の欄に添付してください

2026年度版 保育施設申込確認票(転入予定者用)

	配布日	担当	受付日	担当
申請される方は必ずこの用紙を記入のうえ、ご提出ください。				
ふりがな 児童名		児童生年月日		
保護者名		保護者連絡先		
保護者e-mail				
入所希望月： 4月・ ____ 月 (____ 月末締切)				
希望施設	①	②	③	④
	⑤			

1. 確認事項
- 下記の内容について、ご確認のうえ、☑を入れてください。
- ☐ 入園希望日までに神戸市に転入します。転入できなかった場合は、申込みが無効になることを承諾しています。(転入予定日)

☐ 神戸市以外の市町村での申込みはしていません。重複して申込みしていた場合は、神戸市での申込みが無効になることを承諾しています。

☐ 「2026年度 保育利用のご案内」を読みました。

☐ 申込希望施設の見学をしました。 見学していない施設名(見学予定日)

☐ 【アレルギー等特別な配慮・対応を必要とする場合】見学時に園での対応方法を確認しました。

☐ 【土曜保育を希望する場合】希望時間について園に確認しました。

☐ 不足書類がある場合は速やかに提出します。また、期限内に提出できない場合は申込みが完了しないことを理解しています。

☐ 神戸市HP等で、希望施設の申込み状況表(○×表)を確認しました。

☐ 入園できない場合の保育手段(育休延長 ・ 認可外 ・ 就労延期 ・ 祖父母 ・ その他)

☐ 提出の前に、保育利用申込書の控え(両面)を取りました。

2. 必要書類

(1)全ての方が必要な書類

教育・保育給付認定申請書(2号・3号認定用)兼保育利用申込書 ※転園申請等は保育利用申込書	☐
個人番号申告書+申請者本人確認書類	☐
転入することを証明する書類(賃貸契約書、売買契約書、登記簿謄本のコピー等)+申立書(転入予定用)	☐
令和7年度(令和6年分)の保護者の課税状況が分かる書類(所得証明書、市民税額の決定通知書等)	☐
(※転園申込者のみ)保育施設の転園申込に関する誓約書	☐
(※1号入所中の方のみ)教育・保育給付認定変更認定申請書兼変更届	☐

(2)保育必要事由を証明する書類(父母それぞれ必要です)

必要事由		必要書類	父	母
就 労	会社員・公務員・パート・派遣社員 (育休からの復職含む)	就労証明書	☐	☐
	自営業の方(自営手伝いを含む)	就労証明書+タイムスケジュール+自営業の内容の分かる資料 (開業届、委託契約書、チラシ、確定申告書の写し等)	☐	☐
	内職の方	就労証明書+タイムスケジュール+内職の内容の分かる資料 (委託契約書、発注書、委託費振込通知書の写し等)	☐	☐
妊娠・出産 ※産前産後各8週の期間内が対象		母子手帳のコピー(①交付日・保護者名 ②分娩(出産)予定日 ③受診実績が記載されているページ)	☐	☐
保護者の 疾病・障がい	疾病の方	「保育ができない」旨が記載された診断書(神戸市指定様式)	☐	☐
	障がいの方	身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳等のコピー	☐	☐
親族の介護・看護	介護の方	介護・看護状況申告書+タイムスケジュール +障害者手帳や介護保険被保険者証のコピー	☐	☐
	看護の方	介護・看護状況申告書+タイムスケジュール +診断書のコピー	☐	☐
求職活動	就労内定の方	就労証明書等(上記就労欄の書類)	☐	☐
	求職活動中の方(内定なし)	誓約書兼求職活動報告書	☐	☐
	月64時間未満で就労中の方	誓約書兼求職活動報告書 +就労証明書(上記就労欄の書類)	☐	☐
就学		在学証明書兼申告書+タイムスケジュール +就学内容の分かる資料(時間割表、パンフレット等)	☐	☐

(3) その他状況により必要な書類
下記の質問について、該当する場合は、「はい」に、該当しない場合は「いいえ」に○印を入れてください。
「はい」の場合は、該当者確認欄で該当者(父・母)にチェックまたは申込児童からみた続柄を記入した上で、詳細記入・注意事項欄をご確認いただき、必要書類がある場合は、書類をご提出ください。(★印の書類は、神戸市HPよりダウンロードできます。)

項目	No.	確認事項	チェック欄		該当者		詳細記入・注意事項 ※「はい」の場合は下欄を必ずお読みいただき、チェックまたは記入をしてください	該当となる場合 の 加点・減点	「はい」の場合		「保育利用 のご案内」 説明頁
					父	母			必要書類	提出	
世帯および児童の状況について	保護者の状況	1 入所希望日までに神戸市に転入予定で、申込み時に転入することを証明する書類がある。	はい				右記書類を提出してください。提出できない場合は神戸市に直接申込みできません。		・転入することを証明する書類 (賃貸契約書、売買契約書のコピー等) ・申立書(転入予定) (申立人の名前・転入予定日・転入予定者・転入先住所・入園希望日までに転入できなかった場合は申込みが無効になることを承諾する旨記載)	☐	P8
		2 現在就労中だが、転居にあたって退職する予定である。	いいえ	はい	☐	☐	申込み時点で転入後の就労先が決まっている場合は、現在の就労先での就労証明書と転入後の就労先での就労証明書の両方を提出してください。 申込日時時点で転入後の就労先が決まってないまたは退職から再就職までに1か月以上の期間がある場合は、「求職活動」での申込みとなります。		保育を必要とする事由に準じた書類	☐	
		3 保育必要事由が「就労」「就学」の場合で、妊娠中または育休中である。	いいえ	はい	☐	☐	入所時点で必ず就労(就学)、または入所後1か月以内に復職(復学)していただく必要があります。 ☐ 入所時点で必ず就労(就学)、または入所後1か月以内に復職(復学)します。		なし		P15
		4 保育必要事由が「就労」の場合で、雇用主が保護者の親族である。	いいえ	はい	☐	☐	☐ 就労先が法人格である。 ☐ 就労先が個人事業主である。 ↳ ☐ 事業専従者扱いである。→ 自営業主の確定申告書のコピーが必要です。 ☐ 事業専従者扱いではない。		就労証明書★ 就労証明書★、タイムスケジュール★、自営業の内容が分かる資料	☐	P6
		5 保育士・保育教諭・幼稚園教諭、保育士配置に振替可能な看護師として市内の認可保育所・企業主導型保育園に月64時間以上勤務・内定している。(1号入所中の場合を除く)	いいえ	はい	☐	☐	加点対象です。 ※1号入所中の場合を除く ①月120時間以上の勤務で復職する場合(内定を含む) ②月64時間以上120時間未満の勤務で復職する場合(内定を含む)	①30 ②20	就労証明書No.13保育士等としての勤務実態有・有(予定)、No.18「保育士証登録番号」「幼稚園教諭免許状番号」「看護師免許番号」の記入	☐	P8 P12
		6 入所できない際に育児休業の延長も許容できる。	いいえ	はい	☐	☐	減点対象です。(育児休業給付金の制度については担当のハローワークにお尋ねください。) 保育所等利用理由調査票①「就労」の「休職等の場合」欄の「 ☐ 入所できない際に育児休業の延長も許容できる」にチェックしてください。 ☐ 許容できない月の2か月前の末日までに(1月～4月入所を希望する場合は11月末日まで)、改めて「保育利用申込変更届」を提出します。※令和()年()月末日まで育児休業の延長が許容できます。(希望する時点で空きがない場合があります)	-90	なし		P12 P14
		7 ひとり親世帯である。	いいえ	はい	☐	☐	加点対象です。右記書類を提出してください。	30	保護者の戸籍謄本のコピー	☐	P7 P12
		8 離婚協議、離婚調停、離婚裁判中である。	いいえ	はい	☐	☐	加点対象です。 離婚協議中の場合:離婚協議中であることがわかる第三者機関からの証明書 離婚調停中・裁判中の場合:離婚調停中・裁判中であることがわかる事件係属証明書 ただし、申請者に離婚の意思を確認できる場合に限りです。	30	左記参照	☐	P7
		9 18歳以上の子を扶養している。	いいえ	はい	☐	☐	利用者負担額が変更、副食費の免除に該当する可能性があります。 入所を希望する児童が扶養第何子であるかの確認のために右記書類を提出してください。		・多子世帯等の利用者負担額軽減に係る申出書★ ・18歳以上の扶養している子のマイナポータルの資格情報画面	☐	P9
		10 就労のために単身赴任している、または単身赴任予定である。	いいえ	はい	☐	☐	加点対象です。 ①国内単身赴任 ②海外単身赴任 住民登録を赴任先に異動していない(神戸市のまま)、または就労証明書で単身赴任が確認できない場合は、右記書類の提出が必要です。	①6 ②8	賃貸借契約書のコピー等 生活実態を証明する書類	☐	P8 P12
	申込児童の状況	11 認定こども園1号(幼稚園部分)から2号(保育園部分)に変更したい。	いいえ	はい			利用している施設の1号から2号への変更の場合は、加点対象です。 利用している施設以外を希望される場合は、加点の対象とはなりません。	30	教育・保育給付認定変更認定申請書兼変更届★	☐	P12
		12 幼稚園・認定こども園1号枠(幼稚園部分)への入園が内定、または申込みをしている。	いいえ	はい			内定(申込)施設 : ()		なし		
		13 認可の保育施設を利用している。(転園を希望している) ※1号認定を除く	いいえ	はい			☐ 転居に伴う場合で、入所希望月が住民票異動日の属する月、その翌月、及び転居予定日時点で入所可能な最短の月である。 ☐ きょうだい入所中の施設(神戸市)のみへの転園を希望する。		賃貸契約書のコピー等 転居することを証明する書類	☐	P12
		14 申込事由(保護者の保育必要事由)を理由に認可外保育施設等を週4日以上、有償で利用している。(無償化により自己負担が実質無料となっている場合を除く)	いいえ	はい			加点対象となる場合があります。 ※事業所内保育利用中の方で従業員枠を利用している場合も含まれます。 ただし、就労内定の場合や育児休業中の利用は加点の対象とはなりません。 ※無償化対象施設を利用しており、保育料金が無償化(償還払い)対象となり保護者負担がない場合は対象外です。	5	認可外施設等利用証明書★	☐	P8 P12
		15 きょうだいが同時に申込みをする。	いいえ	はい			加点対象です。 ※申込児童のいずれかが同園1号→2号の申込みの場合を除く。	5	なし		P12
	世帯員の状況	16 申込児童を除く保護者・同居の親族に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者や要介護1以上の認定者がいる。	いいえ	はい	()	()	手帳の等級等によって1～5点の加点となる場合があります。 保育利用申込書の世帯員備考欄に手帳の種類および手帳番号を記入してください。	1～5	所持している手帳 または 介護保険被保険者証のコピー	☐	P8 P12
		17 転入後、65歳未満(1962年4月2日以降生まれ)の祖父母、18歳以上の兄姉と同居予定である。	いいえ	はい	()	()	☐ 保育できない事由がある。(右記書類を提出すれば減点はありません。) ☐ ひとりでも事由に満たない方がいる、または右記書類が提出できない。(減点対象です。)	-3	保育を必要とする事由に準じた書類★	☐	P8 P12
		18 申込児童のきょうだいが、下記施設に入所している。 ① 認定こども園の1号、公立幼稚園、新制度幼稚園 ② 私学助成園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設、認可外保育施設	いいえ	はい	① () ② ()	()	きょうだいに保育所等の利用および利用申込のない未就学児童がいる場合は、減点対象です。 ただし、左記①②の施設に入所しており、預かり保育を利用している(または利用予定)場合は、減点対象外です。 ☐ 預かり保育利用中または利用予定 ☐ 預かり保育の利用(予定)なし ※児童発達支援施設・認可外保育施設を利用している場合は、預かり保育の利用の有無に関わらず、減点対象外です。 ※②の施設を利用している(または利用予定)場合は、右記書類の提出が必要です。	-4	① なし ② 在園・通所証明書★ ※要確認	☐	P8 P12